

## 平成 28 年第 4 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平 28. 6. 7
件 名	鹿児島中央駅東口バスターミナルの乗り場再編について		
結 果	平成 28. 12. 26 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	総務消防委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、鹿児島中央駅東口バスターミナルのバス乗り場について、請願文書表の別図 1 のとおり、天文館を経由する路線の乗り場を同じ列にまとめて並べること。港方面（桜島 棧橋、水族館、北埠頭、ドルフィンポート、南埠頭、高速船ターミナル、鹿児島新港）行き の路線を 1 つの乗り場にまとめること。国道 3 号方面と 10 号方面を 2 つの乗り場に分離 すること。シティビュー・まち巡りバスの乗り場を総合案内板横へ移すこと。以上の事項 について、関係機関に対して要請するよう求められたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員の趣旨説明を受け、バス乗り場の配置に関するこれま での経過や現況並びにバス乗り場再編の所管等について質疑を行った後、本件に対する当 局の考え方等について伺ったところ、同ターミナルのバス乗り場は、平成 16 年 3 月に供用 開始されており、県バス協会によると、現在は 23 のバス乗り場に、到着便を除いて平日 1 日当たり 2,300 便を超える路線バスが乗り入れている。当該バス乗り場の整備に当たっ ては、平成 12 年 9 月に設置された「鹿児島都市圏交通対策協議会西鹿児島駅総合交通ターミ ナルに係る関係者会議」等による協議の中で、バス乗り場の配置は、県バス協会において 事業者の意見をとりまとめることになったことから、同協会において「利用者が多く、便 数の多い路線を外回りとする」などの基本的な考え方のもと、配置案が検討されたところ である。また、同ターミナルにおいては、供用開始後も空港連絡バス及びシティビュー等 の乗り場が移設されているが、これについてもバス事業者等で調整されたものであり、こ のように乗り場の配置については、県バス協会やバス事業者間において協議・調整されて きた経過を経て、現在に至っているところである。</p> <p>本市としては、当該バス乗り場は観光客など普段利用しない方々にとってわかりにくい 面もあるのではないかと認識していることから、同ターミナル内に市関係部局による案内 板を設置しているほか、県公共交通総合案内システム運営協議会に参画する中で、大きな 案内看板を設置するとともに、28 年 3 月には当該バス乗り場を案内するためのリーフレッ トを作成し配布するなど、その案内に努めているところであるが、今後においても同ター ミナルがより利用しやすいものとなるよう関係機関とも連携を図りながら取り組んでいき たいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「請願の趣旨に賛</p>			

同じ、本件については採択したい。」という意見、「請願の要旨としては、市民サービスの面だけでなく観光客対策としても大事な観点であると認識しており、その上で紹介議員に対して各面から質疑を行ったが、当該バス乗り場の乗降客数については、一部のバス事業者からは数字が明らかにされておらず、また、請願にある具体的な配置案が提出者の経験値に基づくものであること、さらには、当該バス乗り場の配置については、これまで相当長い時間をかけて協議してきた結果、現在の形になっていることなどを勘案すると本件については不採択としたい。」という意見、「本請願については、1日2,300便以上の路線バスが乗り入れている同ターミナルにおいて、バス乗り場が複雑でわかりにくい、市民や観光客が迷っている現状に対し、バス乗り場の配置を使いやすく変えたいという考えから提出されたものであり、当局もわかりにくい現状があることは認めたところである。しかしながら、当局はその現状に対し、市民から寄せられるさまざまな意見等を関係機関に伝えてはいるものの、具体的な取り組みは案内板やリーフレットを作成しているだけであり、今回このような請願が提出されたことを踏まえると、市としても連絡調整という役割ではなく、バス乗り場の配置について、交通政策の視点でしっかりと考えるべきであると考えている。今回、現状のバス乗り場が大変多くの方々の努力を経て、各面にわたる協議の結果として、現在の配置になっていることはよく理解したところであるが、これまで一定期間利用されてきている中で、現在のバス乗り場の複雑さやわかりにくさにより困っている方々が観光客だけでなく市民の中にもいるわけである。今後、明治維新150年のさまざまなイベントの実施や大河ドラマも鹿児島県の偉人が主役となることが決まったことに加え、かごしま国体も開催されるなど、県外から多くの方々を迎えることを勘案すると、案内板やリーフレットだけでなく、陸の玄関口をわかりやすく使いやすいものとなるよう具体的に改善するとなれば、今が絶好のチャンスであると考えている。本請願は同ターミナルが大規模な工事を行うことなく、使いやすく、わかりやすいものになればという提案であることから、本件については採択したい。」という意見、「バス乗り場の再編は、民間事業者の利益に関することであり、それに対し、行政が調整することは適当ではないと思料する。また、そのことに行政がかかわった場合には訴訟の対象にもなり得ると考える。今回のバス乗り場の再編については、当局の所管外であることに加え、訴訟の対象にもなり得る案件であることを勘案すると、本市がこのことについて言える立場にはないと考えていることから、本件については不採択としたい。」という意見、「本請願については、請願者の願意が実現するよう努力することは重要であるが、今回の件については、万が一のことがあった場合には訴訟の対象ともなり得る案件だと思料する。これまで九州新幹線の開業に際しては、市議会も特別委員会を設置し各面にわたり議論してきたほか、JR九州が事務局となり、鹿児島中央駅にかかわる関係団体などで構成された「中央駅をわかりやすくする会」からも、①バス乗り場のレイアウトについて方向別に統一した番号表示や、乗り場の番号とバスの番号を一致できないか、②シティビューと定期観光バスを一番近くに移設できないか、③空港バス・高速バスの発着場所が複雑でわかりにくい、④バスターミナルに案内人を配

置できないかなどの意見が出たものの、今日に至るまでそれらが十分に生かされていない現状がある。その根底には、民間企業がそれぞれ利益を追求する中で調整された結果が現在のバス乗り場の配置であり、そこに市議会としての審査の難しさがある。今後、最も大事なことは改善を求める方々を県バス協会に連れて行くなどの努力ではないかと思料する。このように非常に難しい審査であったことを申し添えて、本件については不採択としたい。」という意見、「同ターミナルのバス乗り場の配置については、平成 12 年 9 月から 16 年まで約 4 年かけて鹿児島都市圏交通対策協議会西鹿児島駅総合交通ターミナルに係る関係者会議等で協議した結果として、一定の方向性が出されたにもかかわらず、乗り入れをしなかった民間バス事業者がいたこともあり、現在の体系になるまでに、さらに約 2 年を要している。そのことを認識することは重要であるとともに、その協議結果には一定の重みがあり、それに対し、市議会が意見するのはいかがかと考える。もちろん協議会で出された方向性に向かって、市としてハード面を含めて取り組んでいくことは大事であり、請願者の願意も理解はするが、やはり市議会はこれまでの協議結果を大事にすべきであり、そこは崩してはならないと思料することから、本件については不採択としたい。」という意見、「本件については、過去、ある民間バス事業者が電車通り沿いに設置していたバス乗り場を同ターミナル内に移設する際も、自社の利益をあまりにも追求するがために、なかなか意見がまとまらず、何年も議論がなされた経緯がある。このようなことを踏まえると、今回の件については、県バス協会において協議・検討を行っていただき、改善を図るべきではないか考えることから、本件については不採択としたい。」という意見、「県内外の方々が同ターミナル内で右往左往しているのは目にしてきたが、今回の請願はバス乗り場の再編に関し、4 項目について請願者のこれまでの経験値に基づき提案されており、今回質疑がなされたように、現状がどういうプロセスを経てなされたものかなどを踏まえると、市議会として判断しかねる内容となっていると考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。